

2017年2月定例会一問一答質問（2017年3月3日）

「宍道断層の主要活断層帯への格上げについて、全国学力テストの直前対策実施状況について、住民の合意なき松江北道路建設の検証について、格差と貧困をたゞす政治の責任について」

1. 宍道断層の主要活断層帯への格上げについて

○尾村利成議員 日本共産党の尾村利成でございます。初めに、原発問題、宍道断層の主要活断層帯への格上げについて伺います。2月21日、政府の地震調査研究推進本部は、宍道断層をマグニチュード7級以上の大地震を起こす可能性がある主要活断層帯に追加いたしました。この格上げによって、宍道断層は国の重点調査の対象となります。また、原子力規制委員会も、宍道断層の東端の徹底した調査を中国電力に指示しています。25キロメートルの宍道断層のさらなる延長、そして宍道断層と鳥取沖の断層、鳥取沖の断層は98キロメートル、この連動する可能性を今徹底精査する必要があるのではありませんか。伺います。

○防災部長（岸川慎一） 政府の地震に関する調査研究を推進するための地震調査研究推進本部、いわゆる推本と呼ばれておりますが、阪神・淡路の大震災をきっかけに、社会的、経済的に大きな影響を与えると推定される活断層を主要活断層帯として設定されております。

近年、九州、関東、そして昨年、中国地域でございますけど、活断層の調査が進みましたことから、従来の97の断層帯に加えまして、議員御紹介の先日、宍道断層を含む16の断層帯が主要活断層帯に追加されております。また、昨年、推本が公表いたしました活断層の長期評価でございますが、この中で、中国電力が評価しております宍道断層の東端、東の端です、松江市の美保関町下宇部尾東という地点ですが、ここよりもさらに東側につきましては、活断層の可能性はあるが、現時点では活断層としてのデータが不足しており判断できないと、こう推本は評価をしたところであります。

こうしたことを踏まえまして、原子力規制委員会は、中国電力に対しまして、宍道断層の東端について、新しい知見の有無も含めてデータを再整理し、説明するよう求め、この件の審査が続いているという状況であります。いずれにいたしましても、断層の連動性を含む活断層の長さの評価は、原発の耐震安全性を確保する上で大変重要であります。規制委員会には、常に最新の知見を踏まえ、厳格に審査していただくことが大切であります。県としても、さまざまな機会を捉えて、規制委員会にその旨を要請してきております。また、宍道断層と鳥取沖断層の連動の可能性に関する意見など、研究者によって最近公表されました研究成果についても、原子力規制庁に情報提供してきております。中国電力は、審査における規制委員会の指摘に対し、適切に対処していただきたい、こう考えております。

○尾村利成議員 地震調査推進本部も、宍道断層の東端よりも東側に活断層がさらに延びる可能性はあるということは今認めているわけです。そうすると、宍道断層の評価が今25キロメートルある。宍道断層と同一線上に鳥取沖の断層があるという、知事そうですね。宍道断層が25キロ、鳥取沖の断層は98キロ、間の離隔距離というのが今19キロという評価です。ここで、宍道断層の東端より東側に重力異常の急傾斜部が見られるということは新たな知見となっております。すなわち、宍道断層が伸びる可能性があるということです。そうするとどうなるのか。宍道断層が25キロ、これが伸びる可能性がある。現在はまだ悪邸していないけど、離隔距離は19キロ、そして鳥取沖の断層は98キロ、これがつながり連動すれば、島根原発の真下には142キロの活断層があるということになります。今こういった時点で、知事、県として、原子力安全顧問やあらゆる専門家の知見、知恵を総

結集して、宍道断層の評価に万全を期すべきではありませんか。どうですか。

○知事（溝口善兵衛） 部長が先ほど申しましたが、宍道断層などの活断層の評価は原発の安全性を確保する上で極めて大事なものであります。原子力規制委員会は、最新の知見を含め、さまざまな科学的知見を踏まえまして、専門的な立場から厳格に審査を行われるとっておりますけれども、我々も行うように、必要な要請を行います。

県としましても、活断層や原発の耐震安全性などの審査結果につきましては、原子力規制委員会からよく説明をしてもらい、またその上で、県の原子力安全顧問等から意見を聞くなど、審査内容をよく確認をしております。以上であります。

○尾村利成議員 この山陰地方で、地震の引き金となる地盤のひずみ集中帯が確認されたと。そして、山陰地方の地下では、年間5ミリ程度、地盤が東にずれ動いている。こういう知見も新たになった。そして、昨年は、政府の地震調査推進本部が、この島根県東部地域において、マグニチュード6.8以上の地震が今後30年以内に発生する確率は40%だという、そういう衝撃的な長期評価を公表しました。142キロつながっているかもしれない。私は、原発はもう絶対動かしてはならない、このことを強調しておきたいと思います。

2. 全国学力テストの直前対策実施状況について

○尾村利成議員 次の質問です。教育長、全国学力テストの問題、昨年11月議会でも議論させていただきました。私は、島根県内において、全国学力テストの直前に学校において過去の調査問題や類似問題などを使ってのテスト対策が実施されているのだという、そういう異常な事態を、昨年11月議会、この議場で言いました。松江の事例も言いました。このことに対して教育長は、実態調査をすると御答弁されました。調査結果をお示してください。

○教育長（鴨木朗） まず、全国学力・学習状況調査の過去の出題を授業の中や家庭学習の素材として活用していると回答した学校は、小学校202校のうち93校、中学校97校のうち18校の合計111校でありました。このうち、4月に入ってから、授業時間の中で、過去の調査問題等を使って、いわゆる直前対策と受けとめられかねない対応を行っていた学校は、小学校49校、中学校8校、合計57校でありました。

○尾村利成議員 大変なことでしょう。文科省の通知に反することがやられたでしょう。もっと踏み込んで言えば、57校のうち、余り私、名前出したくなかったけど、益田では13校、松江で7校、安来で6校、大田で6校、ありますけれども、4月に学テが、全国の調査が行われる。4月はどんな時期ですか。入学式があるでしょう。始業式があるでしょう。遠足があるでしょう。去年はたしか4月19日だったと思います。そのところで、学力テストの点を上げるために、直前の過去問をやっていた。もうこれはとんでもないことが今の答弁で明らかに私になったと思います。教育長、この結果をどう捉えていますか、どう認識していますか。

こんなとんでもない実態、不適切な実態は絶対正さないといけない。その方向性をお聞かせください。

○教育長（鴨木朗） 少し長くなりますが、私の見解を述べさせていただきたいと思います。

そもそも全国学力・学習状況調査は、いわゆる狭義の受験学力を競わせるようなことをあおるために行っているのではなく、学校ごとの平均正答率を競うために使うものでもありません。過去の出題等を使って、いわゆる直前対策を行い、そのことで仮に平均正答率が上昇したとしても、逆に、

その学校の平素の教育活動の成果や課題は見えにくくなってしまいます。調査結果の正しい分析に基づき、チームとして学校全体で組織的に授業改善に取り組むこと、個々の児童生徒の個別指導に生かすことが本来の趣旨、目的であります。したがって、調査の直前に授業時間を使って集中的に過去の出題を練習させるなど、数値データの上昇のみを狙っていると受けとめられかねない、行き過ぎた対応は、調査の趣旨、目的を損なうものであると考えております。

県教育委員会としては、全国学力・学習状況調査で出題された問題は、子どもの力を把握する上ですぐれた問題であると評価しており、そのすぐれた問題を平素の授業改善や個別指導の素材として活用すること自体については、これまで推奨してきております。その考えは今も変わっておりません。しかしながら、今回の実態調査の結果から、いわゆる直前対策と受けとめられかねない対応が相当数の学校で行われていたことは遺憾であり、行き過ぎた対応と言わざるを得ないと思いません。

このたびの結果を受け、昨年4月の文部科学省通知、全国学力・学習状況調査に係る適切な取り組みの推進についての内容を、本年2月21日付で改めて市町村教育委員会に再通知をいたしました。さらに、今後もさまざまな機会を捉えて、市町村教育委員会や学校に対し、いま一度原点に立ち戻って、全国学力・学習状況調査の本来の趣旨、目的に沿って、適切に対応されるよう強く働きかけてまいります。

○尾村利成議員 なぜテストの点を上げるようなことがやられるのでしょうか。文科省の通知に反することが県内でこれだけやられていたのでしょうか。私は、ここをよく考えないといけないと思います。

今、教育長の答弁にあった、テスト対策のための、点を上げるための直前対策はやってはならない。昨年、文科省がそういう通知を出しましたね、4月。答弁あったとおり、やってはならない。県教委も通知を出しましたね。だから、国もやってはならないという通知を出していた。県教委もテスト対策やってはならないという通知を出していた。子どもたちがやってくださいと言うわけがないでしょう。現場の学校の先生方もこんなことやっちゃいけないと言っていたでしょう。私それを昨年の議会で言ったでしょう。私は、調べてほしいのは、じゃあなぜこんな結果になったのか。誰が指示したのか。誰が直前対策をやれという指示を出したのか。なぜこんなことになるのか。ここをしっかりと原因を究明していただきたい。お願いしたいのですが、どうでしょうか。

○教育長（鴨木朗） 今後、適切な対応を現場に促していく上で、原因の把握は必要だと思っております。趣旨に基づき、実態把握に引き続き努めてまいります。

○尾村利成議員 よろしく願いいたします。

結局、点数競争になっているのです。これは実を言うと島根だけじゃないのです。ある学校は、学テ何位以内を目指すとか、または点が上がった学校には県が100万円交付金出すとか。農水部長、びっくりしたでしょう。質問出していませんけど、よく聞いておられました。こんなことやっているから、だったらもう不公正なことで学テやって、何番だったとか、点数がどうだったとか、全然子どものためにならないのです。引き続き、一緒にこれは、私も議員ですから考えていきたいと思えます。

3. 住民の合意なき松江北道路建設の検証について

○尾村利成議員 次の質問に移ります。松江北道路について伺います。

松江市古江地区を起点として、松江だんだん道路までを結ぶ松江北道路建設について、住民の懸念が広がっています。2015年、平成27年5月に、松浦正敬松江市長は、地元の要望ルートだといっ

て、島根県が発表していた計画、A、B、C案3つあった。この島根県の計画をさらに西に延長する案を溝口知事に要望されました。しかし、この地元案は地元の総意ではないという声を私はたくさん聞きましたし、寄せられたと思います。松江北道路建設計画の進捗状況どうなっていますか、御説明ください。

○土木部長（富樫篤英） ここ数年の動きを御説明させていただきますと、県は平成25年9月、地元説明会で、500メートル幅でおおよそのルートをあらわしましたルート帯——「タイ」は「帯」と書きますが——、このルート帯3案をお示しし、県民から御意見を伺ったところ、一部の地域から、もう少し西に延ばすよう松江市に要望がなされました。

この要望を受けた松江市は、要望ルートの妥当性などを検討した上で、平成27年5月に、県に対し、西に延ばすルート帯も検討するよう要望がなされました。そこで県は、技術的な見地から詳細にルートを検討しましたところ、住宅団地のすぐ脇を通るルートしか可能性がないことがわかったため、市と相談し、改めてその情報を地元の説明し、意見を伺うことといたしました。

その結果、意見が割れ、市は市域全体の合意形成は難しいと判断したため、要望案を断念し、ことしの2月、市は地元はその旨を説明し、了解を得たところでございます。県としましては、早期にルート帯を決定すべく、住民の意見を聞きながら、引き続き手続を進めてまいりたいと考えております。

○尾村利成議員 部長の答弁にあったとおり、何が明らかになったかといったら、松江市長が要望した要望のルートというのは地元の総意ではなかったということなのです。松江市が県に要望したルートというのは、アクセスポイントが朝日ヶ丘団地の近くにあります。

松江以外の皆さんは朝日ヶ丘団地って御存じないでしょうけど、朝日ヶ丘団地というのは約380世帯、自治体に加わっているマンモス団地なのです。すぐここを通る。じゃあ、この朝日ヶ丘団地の皆さんは、この松江市の案がどうかといったら、賛成はたったの、知事、3割だったのです。地元の合意ではないのです、これ。要望じゃないのです。

私は知事にお願いしたいのは、住民の理解と合意がない事業というのは絶対に強行してはならない。こう思いますけど、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（溝口善兵衛） 松江北道路に限らず、公共事業を進めていく上で、住民の方々の理解を得て行うということは必要不可欠であります。今後も地元の声をよく聞き、それに丁寧に応え、事業に対し理解をいただきながら進めていく必要があるというふうに考えております。

ただ松江市の中の状況をそう承知しているわけではありません。

○尾村利成議員 知事も土木部長も、その他、農水もですけど、公共事業の関係で、私はよくこれ教訓とすることがあると思っています。以前もこの議場で言いました。知事、城山北公園線があるでしょう、すぐその。これは道路を1キロなのです。今ある道路、現道を1キロ拡幅することなのです。よく御存じでしょう。これは事業化してから、今何年になるのか。17年です。17年たっても、今ある道路、ここを、11メートル道路だったのを29メートル拡幅しての道路なのですけど、1キロの道路、地権者は約140人、17年たってもいまだにできてないのです。

なぜなのか。地元の合意がないからできないのです。松江北道路は十数キロでしょう。松江城山線と一緒にしちゃいけませんけど、1キロの道路が17年、不適切な表現かもしれませんが、10キロの道路だったら170年かかってもできませんよ。地元の同意がなかったら。

県の職員も本当かわいそうなのです。住民が反対しているのに用地買収で交渉に行くわけでしょう。どれだけ県の土木の職員が城山線でも御苦労されたか。住民が反対しているのに、松江北道路、反対しているのに強行したら、今後、土木の職員減ってくるのに、何度も何度も行ってもうま

くいかない。これは住民もかわいそう、県の職員もかわいそう。

私は道路建設、絶対何でもだめなんか言っていません。山陰道大賛成。だけど、住民がノーと言っているものは強行してはならないということを強調して、次の質問に移ります。

4. 格差と貧困をただす政治の責任について

○尾村利成議員 格差と貧困を正す政治の責任についてです。

アベノミクスが始まって4年になります。しかし、その行き詰まり、破綻、明朗です。労働者の実質賃金は4年のうちに年額で19万円も減り、家計消費は実質16カ月連続で対前年比マイナスです。今我が党は、松江市と出雲市で住民アンケートを実施中でありまして。今現在、900人を超す方々からアンケートへの御回答がありました。7割を超す人が、生活が苦しくなったという、こういう回答であります。その原因として、収入がふえない、税金、公共料金が高い。国保や介護の負担が大変という声がたくさん寄せられています。格差と貧困が広がっている中で、私は今、政治が何をするのか。政治の責任が問われていると思います。

問題なのは、生活困窮者が社会保障制度から排除されている、こういう実態の進行であります。国民健康保険料や介護保険料、滞納状況、今どうなっていますか。滞納者の命と健康は保障されていますか。来年度予算に、滞納者を支援する予算がいかに計上されていますか、伺います。

○健康福祉部長（藤間博之） 島根県における保険料の滞納状況でございますが、直近のデータでは、国民健康保険につきましては、保険料滞納世帯が8,122世帯で全体の約9%、保険料を1年以上滞納し、保険証のかわりに資格証を交付されている世帯が473世帯であります。介護保険につきましては、滞納者が3,891人で全体の約2%、介護給付額を7割に減額された人や高額介護サービス費等を支給されなかった人が108人となっております。

保険料の滞納が一定期間以上となりますと、医療機関の受診や介護サービスを利用した場合に、一旦費用の全額の立てかえ払いが必要となりますが、そもそも保険料の滞納者がかかった医療費等の全額を立てかえることは難しく、利用抑制につながっているという指摘があることはよく承知をしております。こうした利用抑制というのはあってはならないことと思います。

滞納者に対しては、国保、介護、生活保護などの担当部署が連携し、滞納者の置かれている状況を十分に把握して、親身な相談活動を行うことが重要だと考えております。

平成29年度の県の当初予算につきましては、こういった滞納者支援につながる事業として、国の制度により、国保及び介護保険それぞれに、低所得者に対する保険料負担の軽減措置を行っております。国保については最大7割から2割、介護保険については55%から10%の軽減であります。このうち国保につきましては、来年度、対象者を拡大する制度拡充を予定しているところであります。

いずれにいたしましても、国保や介護保険の保険料の滞納の問題、これは所得水準に対して保険料負担が重いという制度が抱える構造的な課題に起因するものと認識をしております。国に対しまして、社会保障の充実、国保や介護保険に対する財政支援の拡充を県として求めていきたいと思っております。

○尾村利成議員 国保では、保険証が取り上げられて手おくれとなったという事例も起こっています。今後の国民健康保険の都道府県化によって、残念ながら、間違いなく手を打たなければ、保険料は上がるでしょう。だから、国保に関して言えば、国庫負担金の増額ももちろんですけど、私は県としての法定外独自支出金の拠出を求めたいと思います。そして、県としての介護保険の負担軽減策もとる必要があると思っています。

次に雇用です。

県内で非正規労働者4割達しました。年収200万円未満で働く労働者も4割です。最低賃金の地

域間格差の広がり地方経済を疲弊に追い込んでいます。賃金の低い地方から賃金が高い都市部へと、若者、働き手が流出しているという現状が、これはあるわけです。来年度予算に賃金底上げと安定した雇用をつくるための予算措置はどう講じられていますか、伺います。

○商工労働部長（安井克久） 雇用の安定を図っていく、このためには、本県の場合、企業の大部分を占めている中小企業、小規模企業の支援が非常に大事だと考えております。一昨年12月に制定された中小企業・小規模企業振興条例、これに沿って、そういう視点でさまざまな対策を進めております。来年度は、この条例に掲げられている基本理念でありますところの多様な雇用の確保、人材の育成、円滑な事業承継の促進、こうしたことを柱に事業を拡大してまいります。

具体的に少し申し上げますと、人材の育成では、退職した熟練技能者、それを雇用して若手の指導者として活用する場合、こうした経費の助成、あるいは従業員が大学や職業訓練機関等へ行って長期研修をする場合、こうした費用の助成を新たに始めます。また、昨年度から始めた、職場定着を図るために、雇用環境の改善、あるいは人材の育成に取り組む企業へのアドバイザーの派遣や直接的助成ですけど、こうした事業を継続するとともに、今年度から始めております出産や育児による離職を減らし、従業員が出産後も働き続けることを促すために、従業員50人未満の企業ですけれども、事業者へ奨励金を支給する制度なども継続してまいります。

また、事業承継の促進は、来年度大幅に拡充しまして、中小企業の後継者育成、確保など、事業承継計画の策定支援、それから事業承継を契機にした新たな取り組みの支援などを拡充していきます。また、国では、賃金の底上げを図るために、賃上げをした度合いによって企業へ奨励金を交付することと設備投資助成の優遇策を拡大していくこととなっております。我々としては、こうしたことを関係団体と協力して県内企業にしっかり伝えていくとともに、賃金の引き上げを含めた職場環境の改善を働きかけてまいりたいと考えております。

○尾村利成議員 県内企業の99.9%が中小企業だと。だから、ここで賃上げするためには、中小企業への、地元業者への徹底した支援が必要だと思います。

それから、若者の2人に1人が非正規だと。若者からは、結婚したいけれども、自分の生活が精いっぱいでも結婚できないという声を私はたくさん聞きます。内閣府の調査を御紹介したいと思います。20歳代の男性で、正規雇用の結婚率というのは約25%、しかし非正規は約4%なのです。正規と非正規で実に結婚率に6倍の開きがあるわけです。安定した雇用をつくることは、格差を正すとともに、結婚対策、定住対策にもつながると思います。

生活困窮者への支援の問題です。

滋賀県野洲市では、債権管理条例を制定しています。条例では、固定資産税や住民税、国保料、給食費、水道料金などの滞納債権、これに関係各課で連携して整理するなど、滞納者の生活再建を支援しています。こういった取り組みを、この島根県内でも私は推進していただきたいのです、県が音頭をとって。どうでしょうか。

○健康福祉部長（藤間博之） 県内市町村には、経済的に困窮された方の生活再建のためにくらし相談支援センターなどの相談窓口がありまして、住居確保ですとか就労支援、生活設計相談、そういった支援を行っております。この窓口では、市町村の税や債権を所管する部局とも連携して支援していくことが大事であります。一方、滞納情報といった個人情報という制度の壁もありまして、情報の共有化が課題となっております。

そういう中、御紹介のありました野洲市でございますが、独自の債権管理条例をつくりまして、納税推進課や高齢福祉課など、債権の所管課が生活困窮者の相談窓口と連携して納付相談を実施しております。また、必要な場合は、税部局が滞納している市民の税と債権を総合的に把握した上で、長期にわたる不良債権は整理するなど、各関係課の連携した取り組みが行われていると聞いており

ます。

これは生活困窮者を支援する有効な手法と認識をしております。県内の市町村に広く紹介をし、困窮者に寄り添った対応ができるよう努めてまいりたいと思います。

こういう点も含めまして、生活困窮者の支援、今日大変大事なことであります。県といたしましても、今後何ができるのか、市町村の生活困窮者支援の窓口などとも一緒になってよく検討していきたいと思います。

○尾村利成議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。今議会は予算議会です。私は、高い国保を下げるとか、介護の負担を軽減するという予算が、残念ながら来年度予算案には入ってないのです。十分な福祉の予算が確保されてないのです。だけど、今少し議論した松江北道路という住民が望んでもないことはやろうとしているのです。水道の蛇口でいったら、福祉の蛇口は絞って、無駄遣いの蛇口はあけっ放しの状況になっているのです。このゆがみを正さないといけない。県政の仕事というのは、住民の健康と福祉を守ることが第一だということを改めて強調して、質問を終わります。ありがとうございました。